

1. 平成 24 年度に機構が実施した法科大学院認証評価について

1 評価の目的

機構が実施する評価においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、機構が定める法科大学院評価基準に基づき、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価の実施体制

法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、実際の評価作業を行う評価部会及び教員の授業科目適合性の調査を行う教員組織調査専門部会を設置するとともに、評価委員会における論点を整理するため運営連絡会議を設置し、評価を実施しました。

3 評価方法及びプロセスの概要

- (1) 法科大学院における自己評価
「自己評価実施要項」に従い自己評価書を作成し、機構に提出します。
- (2) 機構における評価
 - ① 書面調査：提出された自己評価書（関連資料・データ等を含む。以下同様。）について調査・分析を行い、対象法科大学院の教育活動等の状況が基準を満たしているかどうか判断を行います。また、法曹養成の基本理念や対象法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点を指摘事項として抽出します。
 - ② 訪問調査：書面調査では確認することのできない内容等を中心として、対象法科大学院を訪問し現地調査を行います。
 - ③ 評価結果の取りまとめ：書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加え、基準を満たしているかどうかの最終的な判断を行ったうえで評価結果（案）を作成し、意見の申立ての手続きを経て評価結果として取りまとめます。
 - ④ 適格認定：評価の結果、各基準の判断結果を総合的に考慮し、評価基準に適合していると認める場合、対象法科大学院に適格認定を与えます。

4 評価のスケジュール

- (1) 機構は、平成23年7月に国・公・私立大学の法科大学院関係者に対し、評価の基準や方法等について説明会を実施するとともに、当該法科大学院の自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行うなどの研修を実施しました。
- (2) 機構は、平成23年9月から10月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の9法科大学院の評価を実施することとなりました。
- 国立大学（6法科大学院）
 - ・ 北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻
 - ・ 一橋大学大学院法学研究科法務専攻
 - ・ 新潟大学大学院実務法学研究科実務法学専攻
 - ・ 金沢大学大学院法務研究科法務専攻
 - ・ 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻
 - ・ 熊本大学大学院法曹養成研究科法曹養成専攻
 - 私立大学（3法科大学院）
 - ・ 上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻
 - ・ 専修大学大学院法務研究科法務専攻
 - ・ 愛知大学大学院法務研究科法務専攻
- (3) 機構は、平成24年6月に機構の評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について研修を実施しました。
- (4) 機構は、平成24年6月末までに対象法科大学院を置く大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象法科大学院の評価は、次のとおり実施しました。

24年7月	書面調査の実施
8月	評価部会 <ul style="list-style-type: none">・ 基準ごとの判断の検討・ 指摘事項の検討 教員組織調査専門部会 <ul style="list-style-type: none">・ 授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査
9月	評価部会 <ul style="list-style-type: none">・ 書面調査の分析結果の整理 運営連絡会議 <ul style="list-style-type: none">・ 書面調査による分析結果の審議・決定
10月～11月	訪問調査の実施

12月	運営連絡会議、評価部会 ・評価報告書原案の作成
25年1月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果（案）の取りまとめ 評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
3月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果の確定

5 評価結果

平成24年度に認証評価を実施した9法科大学院のすべてが、評価基準に適合しているとする評価結果となりました。

6 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成25年3月現在）

（1）法科大学院認証評価委員会

磯部 力	國學院大學教授
磯村 保	早稲田大学教授
上田 廣一	上田廣一法律事務所弁護士
岡田 ヒロミ	消費生活専門相談員
岡部 謙治	教育文化協会理事長
加藤 哲夫	早稲田大学教授
木村 光江	首都大学東京教授
久保井 一匡	久保井綜合法律事務所弁護士
◎佐々木 毅	学習院大学教授
佐藤 國雄	前 ユネスコ・アジア文化センター理事長
潮見 佳男	京都大学教授
滝澤 正	上智大学長
武井 康年	広島綜合法律会計事務所弁護士
龍岡 資晃	西綜合法律事務所弁護士
○田中 成明	国際高等研究所副所長
棚村 政行	早稲田大学大学院法学研究科長
ダニエル・フット	東京大学教授
長谷部 恭男	東京大学教授
藤井 敏明	司法研修所教官
丸山 毅	法務省法務総合研究所総務企画部付
三井 誠	同志社大学客員教授
村中 孝史	京都大学大学院法学研究科長
諸石 光熙	大江橋法律事務所弁護士
安永 正昭	同志社大学教授
山本 和彦	一橋大学教授
山本 眞一	桜美林大学教授
吉原 和志	東北大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

磯部 力	國學院大學教授
○磯村 保	早稲田大学教授
加藤 哲夫	早稲田大学教授
木村 光江	首都大学東京教授
潮見 佳男	京都大学教授
龍岡 資晃	西綜合法律事務所弁護士
◎田中 成明	国際高等研究所副所長
土井 真一	京都大学教授
中川 丈久	神戸大学教授
野坂 泰司	学習院大学大学院法務研究科長
長谷部 恭男	東京大学教授
三井 誠	同志社大学客員教授
山川 隆一	慶應義塾大学教授
山中 至	熊本大学理事・副学長
山本 和彦	一橋大学教授
吉田 克己	早稲田大学教授
吉原 和志	東北大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第1部会)

榎本 修	アイリス法律事務所弁護士
◎大塚 裕史	神戸大学教授
加藤 哲夫	早稲田大学教授
○小林 量	名古屋大学教授
佐々木 弘通	東北大学教授
波江野 弘	名古屋大学客員教授
桃崎 剛	司法研修所教官
渡辺 達徳	東北大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第2部会)

○浅 香 吉 幹	東京大学教授
天 野 佳 洋	京都大学教授
紙 野 健 二	名古屋大学教授
◎長 井 長 信	明治学院大学教授
山 口 卓 男	筑波アカデミア法律事務所弁護士
吉 岡 茂 之	司法研修所教官
吉 原 和 志	東北大学教授
吉 村 良 一	立命館大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第3部会)

今 田 幸 子	元 労働政策研究・研修機構統括研究員
◎木 村 光 江	首都大学東京教授
佐 伯 祐 二	同志社大学教授
長谷川 晃	北海道大学教授
初 澤 由紀子	創価大学教授、慶應義塾大学教授
山 根 祥 利	山根法律総合事務所弁護士
○山 本 克 己	京都大学教授
吉 田 克 己	早稲田大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第4部会)

阿 部 博 友	一橋大学教授
木 村 琢 磨	千葉大学教授
◎潮 見 佳 男	京都大学教授
○洲 見 光 男	同志社大学教授
藤 本 瑞 穂	愛知大学教授
松 村 良 之	北海道大学名誉教授
宮 城 哲	当山法律事務所弁護士
弥 永 真 生	筑波大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第5部会)

岡田信弘	北海道大学教授
島野康	東京家庭裁判所家事調停委員、元 国民生活センター理事
◎田中教雄	九州大学教授
田中開	法政大学教授
中山博之	中山博之法律事務所弁護士
西村朗太	京都大学教授
山本和彦	一橋大学教授
○和田肇	名古屋大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

磯部力	國學院大學教授
○磯村保	早稲田大学教授
井上由里子	一橋大学教授
上原敏夫	明治大学教授
北村雅史	京都大学教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
佐藤隆之	東北大学法科大学院長
塩見淳	京都大学教授
道垣内正人	早稲田大学教授
野坂泰司	学習院大学大学院法務研究科長
服部高宏	京都大学教授
浜川清	法政大学教授
前田雅弘	京都大学教授
前田陽一	立教大学教授
丸山毅	法務省法務総合研究所総務企画部付
丸山雅夫	南山大学大学院法務研究科長
◎三井誠	同志社大学客員教授
村田涉	司法研修所教官
毛利透	京都大学教授
山川隆一	慶應義塾大学教授
山本和彦	一橋大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長